

タクシー「サービス向上」「安心利用」 推進法について

～特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法～



国土交通省

平成27年5月19日

九州運輸局 宮崎運輸支局

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

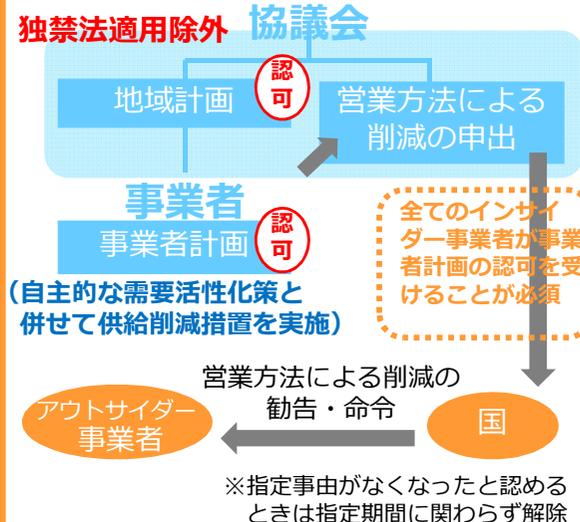


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

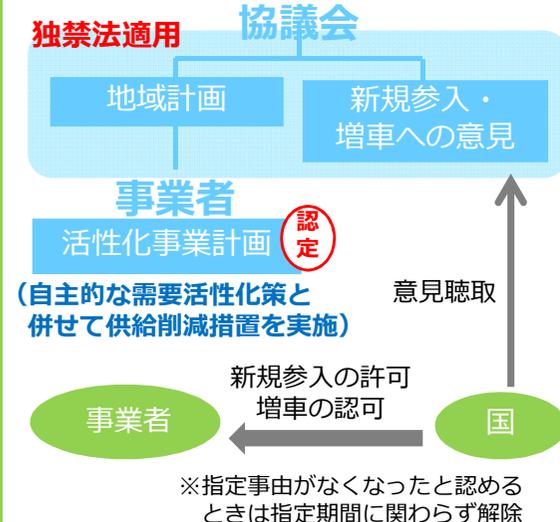


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域

準特定地域

任意

協議会設置

任意

認可制（2/3以上の同意要件あり）

特定地域計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

任意記載事項

活性化措置に関する事項

協議会が作成する
地域計画

認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）

準特定地域計画

必須記載事項

活性化事業に関する事項

認可制（実施命令制度あり）

事業者計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

活性化措置に関する事項

（特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）

事業者が作成する
計画

任意（認定申請可・認定を受けた場合には
実施勧告制度あり）

活性化事業計画

必須記載事項

準特定地域に規定された活性化事業に関する事項

あり

独禁法適用除外

なし

あり

アウトサイダー事業者への営
業方法の制限勧告・命令

なし

禁止

新規参入

許可制

※供給過剰とならないかどうかの基準を追加

禁止

増車等

届出制→認可制

※供給過剰とならないかどうか、収入状況・
法令遵守の状況等の基準を追加

あり

公定幅運賃

あり（特定地域と同じ）

準特定地域のタクシー事業者数・タクシー車両数



宮崎交通圏※	法人タクシー		個人タクシー	合計
	事業者数	車両数		
平成14年3月31日	12	951	123	1074
平成20年7月11日	16	1181	107	1288
平成26年3月31日	14	1039	79	1118
平成27年3月31日	14	1038	75	1113

※宮崎交通圏：宮崎市、東諸県郡

都城交通圏※	法人タクシー		個人タクシー	合計
	事業者数	車両数		
平成14年3月31日	9	291		291
平成20年7月11日	10	353		353
平成26年3月31日	10	292		292
平成27年3月31日	9	262		262

※都城交通圏：都城市、北諸県郡

延岡市	法人タクシー		個人タクシー	合計
	事業者数	車両数		
平成14年3月31日	4	272		272
平成20年7月11日	6	305		305
平成26年3月31日	5	276		276
平成27年3月31日	5	276		276